

宮崎県長寿介護課 行き
E-mail : choju@pref.miyazaki.lg.jp
FAX : 0985-26-7344

「みやざき・ひなたの介護」情報発信事業実施業務委託
企画提案競技 参加申込書

会社名		
代表者職氏名		
担当者	部署名	
	役職名	
	氏名	
	電話	
	FAX	
	メール	

※提出期限 令和8年4月24日(金)午後5時必着

※電子メール又はFAX送付後は、確認のため、必ず長寿介護課までお電話ください。
TEL : 0985-26-7059

企画提案競技の参加に関する誓約事項

このたびの「みやざき・ひなたの介護」情報発信事業実施業務委託企画提案競技の参加にあたり、次の事項に該当することを誓約します。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- (2) 「物品の買入れ等の契約に関する競争入札の参加資格、指名競争基準に関する要綱（昭和 46 年宮崎県告示第 93 号）」第 2 条に規定する入札参加資格を有する者のうち、公告・宣伝に関する業務で、種目が「公告代理」である者で、宮崎県内に本社、支社、営業所又はこれらに類する事業拠点を有する者
- (3) この公告の日から受託候補者を決定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止処分を受けていない者
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。
- (5) 宮崎県暴力団排除条例（平成 23 年条例第 18 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条第 4 号に規定する暴力団関係者でない者
- (6) 県税に未納がないこと
- (7) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の 4 及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者

令和 8 年 月 日

宮崎県知事 河野 俊嗣 様

住所
氏名

印

宮崎県長寿介護課 行き
E-mail : choju@pref.miyazaki.lg.jp
FAX : 0985-26-7344

「みやざき・ひなたの介護」情報発信事業実施業務委託
に係る企画提案競技についての質問書

会社名	
担当者名	
TEL	
FAX	
E-mail	
<u>質問内容</u>	

※受付期限 令和8年4月20日(月)午後5時必着

※電子メール又はFAX送付後は、確認のため、必ず長寿介護課までお電話ください。

TEL : 0985-26-7059